

岩手県二戸市地域おこし協力隊募集要項

漆産業で自立を目指す「うるしびと（漆掻き）」を募集します

【令和9年5月1日任用開始】

二戸市では、漆に興味があり、ゆくゆくは漆関連産業で自立または就業を目指す方を地域おこし協力隊として募集します。

古くから伝承されてきた方法により漆掻きをしている職人の指導の下、漆掻き技術を習得しながら、漆林整備や情報発信などの業務を行っていただきます。

二戸市は、岩手県内陸北部に位置する人口約2万3,000人のまちで、折爪馬仙峡県立自然公園を始め、稲庭岳、金田一温泉、九戸城、あるいは作家の故瀬戸内寂聴さんが住職を務めた「八葉山天台寺」など、豊かな自然と歴史的な文化遺産が調和するまちです。

特に当市は、生産量、品質ともに日本一を誇る漆の産地です。

「浄法寺漆」は国内生産量の約8割を占め、京都・鹿苑寺金閣や平泉・中尊寺金色堂など、日本を代表する国宝建造物の修理の際に使用され、現在も東照宮を始めとする日光二社一寺等の修理に使用されています。また、天台寺が起源といわれている「浄法寺塗」は浄法寺漆にこだわって作られており、本物志向の消費者から高い評価を受けています。

平成27年2月、文化庁が文化財建造物の修理に国産漆を使用する方針を示したことから、今後さらに「浄法寺漆」の需要拡大が見込まれています。

また、令和2年6月には八幡平市から二戸市へ流れる安比川流域で育まれてきた漆文化が日本遺産に認定、令和2年12月には漆掻き技術が「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」としてユネスコ無形文化遺産に登録されました。

漆掻き職人として、日本の文化を守る一翼を担ってみませんか。

1 募集人数 若干名 ※選考の結果、採用しない場合もあります。

2 活動内容 隊員には次の活動をしていただきます。

項目	時期 (目安)	内 容
① 漆掻きの研修	6月～11月	・漆掻きを行っている地元の職人のもとで漆掻き技術などを習得
② 漆林整備の研究・実証	通年	・漆林で保育管理や萌芽更新の研究 ・植栽地の肥培管理の研究 ・優良な苗木栽培の研究
③ 情報発信等によるブランド推進	通年	・イベントやインターネット等でのPRやブランド推進 ・漆産業文化（浄法寺漆器製作・漆掻き関連道具製作・苗木作り等）に関する知識の習得
④ その他	通年	・採取した漆の成分分析（冬期） ・地域活動や目的達成に向けた活動、漆掻きシーズン以外の仕事など

3 募集対象

(1) 3大都市圏（注1）と政令指定都市または地方都市（注2）に在住し、概ね60歳未満（令和8年4月1日現在）の方で、二戸市地域おこし協力隊員として、採用後、二戸市に住民票を異動させることが可能な方（注3）

（注1）3大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

（注2）全部または一部が過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村

（注3）任用前に既に二戸市に定住・定着している方（既に住民票の異動が行われている方等）は原則対象外

(2) 心身ともに健康で地域活動に意欲を持って参加し、地域住民とコミュニケーションを図れる方

(3) 漆に精通もしくは興味があり、将来は漆関連産業で自立または就業を目指す方で、期間終了後に二戸市に定住する意欲のある方

(4) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

(5) 普通自動車運転免許を持っている方

(6) パソコン（ワード、エクセル、インターネットなど）の一般的な操作ができる方

(7) 他地域にむけてブログやSNS等で情報発信を行える方

4 勤務地 二戸市内及び周辺地域

5 勤務時間、休日等

漆掻き作業は雨天時に出来ない場合があるなど天候に左右されるため、土日や祝日を問わず作業する場合があります。勤務時間は漆掻き指導者と相談したうえで研修を行います。

6 委嘱期間

二戸市が地域おこし協力隊として委嘱します。令和9年5月1日～令和10年3月31日
(契約日から最長3年間)

※漆掻き技術の習得度によって、翌年度の委嘱を行わない場合があります。

※地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合、委嘱期間中であってもその委嘱を解くことができるものとします。

7 委託契約

二戸市から委嘱を受けた隊員は、二戸市と委託契約を結び、個人事業主として活動します。

募集人数	若干名
委嘱	二戸市地域おこし協力隊として市が委嘱
雇用形態	市と業務委託契約 【個人事業主】
給与等支払い方法	市が委託料として協力隊へ支払い (原則一度に精算払い、前金払いも可)
給与	【基本月額】198,000円(委託料に含む)
健康保険	雇用関係がないため、国民健康保険、国民年金に自分で加入
手当等	○ 家賃【月額】全額(上限60,000円) ○ 電気・ガス・上下水道【月額】半額 (月額上限 4～10月15,000円、11～3月20,000円)
その他活動経費	市から隊員(個人委託)へ、消耗品費、車両経費(リース、燃料)、旅費、研修資格取得費、その他活動に要する経費を予算の範囲内で支払い(委託料に含む)
漆販売金	隊員の収入
副業	可能
任期後	定住し漆掻き職人として活動を続ける場合、【個人事業主として独立】または【漆掻き業務を行う民間企業との社員契約(双方の合意による)】
その他	契約締結後、契約保証金として契約金額の100分の5を納付 引っ越し等に係る費用は自己負担

8 応募手続

- (1) 申込受付期限 令和8年4月1日(水)～8月31日(月)までの期間で、応募があった都度、随時選考。(定員に達した時点で募集終了)
- (2) 応募方法 郵送
- (3) 提出書類 二戸市地域おこし協力隊員うるしびと(漆掻き)応募用紙
※ 提出された書類は返却しません
※ 二戸市ホームページからダウンロードしてください
- (4) 申し込み先 二戸市浄法寺総合支所 漆の郷づくり推進課
〒028-6892 岩手県二戸市浄法寺町下前田37-4
- (5) 問い合わせ先 【募集・申し込みに関すること】
二戸市浄法寺総合支所 漆の郷づくり推進課
TEL: 0195-38-4472
FAX: 0195-38-2218
Eメール: urushi@city.ninohe.iwate.jp

9 選考

- (1) 第一次選考
応募をもとに書類選考の上、合否の結果を応募者全員に文書等で通知します。
- (2) 第二次選考
第一次選考合格者について面接を行います。詳細は第一次選考結果を通知する際にお知らせします。※会場までの交通費等の経費は原則個人負担となります。
- (3) 採用合否結果の通知
合否の結果は各選考後に文書で通知します。
※選考内容についてはお答えできません

10 その他

この募集要項は令和9年度予算成立を条件とするため、募集内容等に変更が生じる場合があることをご理解の上、ご応募ください